

## 「ふるさと納税」制度の見直しを求める意見書

国は、2008年度に、生まれ育った自治体や応援したい自治体へ寄附ができる仕組みとして、「ふるさと納税」制度を創設した。

しかし、「ふるさと納税」は、寄附を建前としながらも税源偏在是正の目的であることがかいま見え、また、各自治体が用意した豪華な返礼品目当ての寄附がふえる構図となっている。

さらに、2015年度から適用された「ふるさと納税のワンストップ特例制度」により、所得税分が個人住民税に振りかえられ、また、個人住民税所得割額の控除額が1割から2割に拡大されることになった。このことにより、2016年度のふるさと納税による控除が、さらに増加する見込みである。本市においては、2017年度予算で3.5億円の減収が見込まれている。

こうした「ふるさと納税のワンストップ特例制度」による個人住民税に振りかえられる所得税分については、国がその財源を補填すべきである。

本来、地方自治体間に生じている税源の偏在是正は、ふるさと納税を初めとした方策ではなく、全体の地方税財源を拡充することや地方交付税の法定率を上げるなど、国の責任において是正すべきものである。このまま放置すれば、地方自治及び地方自治体の財政に大きな支障が出ることは必至である。

よって、本市議会は、政府に対し、「ふるさと納税」は本来のふるさとを応援するという趣旨の制度となるよう改善することを強く要請する。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成29年3月28日

三鷹市議会議長 後藤 貴光